

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ 特権農業・商業銀行の設立問題（一九〇九年）

——二重帝国体制における「共通案件」のあり方——

村上 亮

1 はじめに

一八六七年に成立したハプスブルク帝国の二重帝国（アウスグライヒ）体制について、同時代のハンガリーの政治評論家エミール・ライヒは、「アリストテレスの『政治学』においても、最近の国家学の教科書においても見出せない^①」と評している。この体制の概要は、オーストリア皇帝Ⅱハンガリー国王フランツ・ヨーゼフを君主とし、外務と国防、それらにかかわる財政がオーストリアとハンガリーの「共通案件」であったこと、この国制をつらぬく基本原則が両半部の「対等」にあったこととにまとめられる。そして、ハプスブルク帝国によるボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、全域を指す場合はボスニア）の占領（一八七八年）は、統治構造をますます複雑化させた。

ハプスブルク帝国がボスニアで取り組まねばならなかった焦眉の課題は、露土戦争（一八七七―七八年）を導いたヘルツェゴヴィナにおける農民蜂起（一八七五年）の原因であり、また、その解決がボスニア占領の名目であった農地問題（クメット問題）である^③。しかしこれは、セ

ルビア正教徒、ムスリム、カトリックが過半数を占めずに混住するというボスニア特有の宗派Ⅱ民族関係と不可分であったため、一筋縄では解けない難題であった^④。これについて共通省庁の報告書（一八七九年）は、「ボスニアにおけるあらゆる死活的な問題のなかで、さまざまな危機の根源であり続ける農地問題ほど政治的配慮を要するものはない^⑤」と伝えている。後述するように、クメット問題の解決は小作農民（クメット）の自作農化を通じて進められたが、その政策の一環として企図されたのが「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ特権農業・商業銀行」（以下、「特権農業銀行」）の設立である。

特権農業銀行は、ボスニア統治を職掌した共通財務大臣イシュトヴァーン・ブリアーンによつて計画され、クメットの土地購入をより円滑にするための資金提供をおもな目的とした。ところがこの銀行は、クメット政策にとどまらない大きな波紋を呼ぶことになる^⑥。これについて、ボスニアの社会経済状況を論じた同時代人カール・ヴァルターは、次のように述べている。「特権農業銀行の設立は」オーストリア・ハンガリーとボスニアにおいて大きな反響を引き起こした。もっともこの問題

は、経済的というよりもむしろ、オーストリアとハンガリーの影響力に關わっている⁷⁾。この一節は、同銀行がオーストリアとハンガリーの關係を悪化させたことをうかがわせるが、実際にはどのような問題が生じたのであろうか。

ここで、特権農業銀行に関する先行研究をみておこう。まず、ハプスブルク帝国の銀行制度との関連では、南塚信吾の論者は以下の諸点を明らかにした。つまり、オーストリアでは一八五〇年代、ハンガリーでは「アウスグライヒ」以降に銀行が増加したこと、ハプスブルク帝国にイギリス、フランス、ドイツ資本が流入し、国内ではオーストリアからハンガリーに資本が移動したこと、ボスニアを含めた帝国全域をおおう銀行網が整備されたことである。しかしながら、特権農業銀行には着目していない⁸⁾。

ハプスブルク政権のクメット政策を批判的にとらえるボスニアの研究者ルーカ・ジャコヴィチは、ボスニア当局をマジャール系資本膨張のための「トロイアの木馬」として悪用する特権農業銀行の目論みをあげ、同銀行の搾取的な性格を強調する。さらに彼は、この銀行の設置に対するオーストリア政府の抵抗にも触れている⁹⁾。当該期ボスニアの工業化政策を精査したピーター・シュガーは、銀行問題がオーストリア政府を瓦解の危機に直面させるとともに、共通財務大臣ブリアーンを辞職の瀬戸際に追い込んだこと、銀行の諸特権がオーストリア側の憤激を招いたことを記す。オーストリアの反発については、ハプスブルク統治期ボスニアの経済を論じたクルト・ヴェセリイも言及しているものの、いずれの研究者もその詳細には切り込んでいない¹⁰⁾。

また、この銀行の問題との関連で着目すべきは、二重帝国体制におけるボスニア統治の構造である。同時代研究者のルイ・アイゼンマンは、

ボスニア行政の根本方針を定めた法律（以下、「ボスニア行政法」）のあらましに触れ、ボスニアの獲得が「新たな共通案件と共通利害」を生み出したと論じた¹²⁾。その後も、独立した行政権力や執行権力を持たないボスニアの従属性を主張するマルタ・チュピチの研究、あるいはオーストリアにもハンガリーにも属さなかったボスニアの立場の特殊性を指摘する前出のヴェセリイやヨーージェフ・ガラランタイの研究はあるが、支配機構を詳細に分析したものは少ない¹³⁾。

ここまでの内容を整理すると、ボスニアが二重帝国体制のもとでオーストリアにもハンガリーにも属さない「共通行政地域」とされたこと、特権農業銀行に与えられた優遇策にオーストリアが反発したことはわかる。その一方で、ボスニア統治をとりまく諸々の条件、銀行に与えられた特権やそれに対するオーストリアによる異議の具体相は、吟味されていない。しかしながら、ボスニアの「共通行政地域」としての立場や前述のヴァルターの示唆を勘案すると、ボスニア統治の孕む何らかの矛盾が、特権農業銀行の開設時に表出したのではないだろうか。より踏み込んでいえば、この銀行をめぐるオーストリアとハンガリーの対立が、ボスニアのみならず、二重帝国体制そのものを動揺させる危険性をもっていたのではないだろうか。

そこで今回は、特権農業銀行の設立を題材として、ボスニアにおけるオーストリアとハンガリーの勢力關係を検証したい。本稿ではまず、ボスニア行政の構造を分析したうえで、特権農業銀行の仕組みを明らかにする。それらをふまえたうえで、一次史料にそくして銀行設立をめぐるオーストリア政府と共通財務省との折衝を可能なかぎり詳しく跡づけ、オーストリア政府による抵抗の実態を検討する。以上の考察を通じて、特権農業銀行をめぐる問題がボスニア統治に与えた影響を浮き彫りにしたい。

2 ボスニア行政とクメット問題

(1) 「ボスニア行政法」

ハプスブルク帝国は、ボスニアの施政権獲得に際し、あらかじめその担当機関を定めていたわけではない。まず、共通業務を扱う三省庁（外務、国防、財務）を中心に構成された「ボスニア委員会」（一八七八年九月）が組織され、その後共通財務省が共通省庁を代表するかたちでボスニア行政を運営すると決められた。それに基づき、同省にすべての行政部門を司るボスニア局が設けられたのである（一八七九年三月）。二重帝国体制への改編により新設された共通財務省は、ボスニア局の立ち上げにより従来の「会計検査院」から大きく拡充され、一般的な財務省以上の機能をもつボスニア担当省に転換されたといえる。¹⁵⁾

ボスニア行政の執行については、上述の「ボスニア行政法」（一八八〇年二月二二日）によって骨格が整えられた。同法の第一条は、「オーストリアとハンガリー政府の全省庁は、現行の共通業務に関する法律の精神に従い、共通省庁がおこなうボスニア・ヘルツェゴヴィナの暫定行政に、憲法にそくして影響力を行使する権利をもつ」と、ボスニア行政の基本的性格を定める。その行政については、「ボスニア暫定行政の基本方針の決定、とくに鉄道の敷設については、オーストリア、ハンガリー両政府との合意に基づいておこなう」とされ（第二条）、関税、間接税、貨幣制度については、帝国両半部の担当省庁（商務省）と協議せねばならなかった（第四条）。ボスニア財政については本国から分離され、通常の行政費用はボスニア内での自弁が原則とされた（第三条）。¹⁶⁾ 以上からは「ボスニア行政法」によって、ボスニア行政が二重帝国体制の「共通案件」となったこと、この法律が暫定的な性格

を帯びていたことがわかる。また、ボスニアの自治が想定されていなかったこともあげられる。¹⁷⁾

次に、ボスニア統治と帝国内の各機関との関係をみておこう。上述のように、ボスニア行政にかかわる権限は広く分散していたが、その影響力には大きな違いがみられた。たとえば、オーストリア、ハンガリー両議会はボスニア行政の策定や行政の予算案の作成に関与できなかったため、統治政策への影響力はおのずと限られていた。¹⁸⁾ 元々共通案件にかかわっていた代表議員会議も、共通軍の費用に含まれるボスニア関連の軍事費の承認、ボスニア行政の予算案を受け取る以外には、共通財務相に対するボスニア行政への所見表明や説明要求しかなかった。つまり、代表議員会議も間接的な介入権を持つにすぎず、統治政策や共通財務相の任免に何らかの圧力をかけることは難しかったと考えられる。¹⁹⁾

それに引きかえ、「対等」な立場にあったオーストリア、ハンガリー両政府は、ボスニア行政予算の承認など強い影響力をもっており、形のうちでは鉄道敷設を中心にするすべての行政案件に関与することができた。しかし、冒頭に述べたクメット問題は何ら規定されていなかったように、その「基本方針」の範囲は明確に定められておらず、解釈の幅を許すものであった。すでに述べたように、「ボスニア行政法」は過渡的な法律だったが、ボスニア憲法の公布（一九一〇年二月）後も改訂されなかったことも付け加えておきたい。

最後に共通省庁をみておくと、ボスニア行政は三つの共通省庁が共同でおこなうとされたが、各々の権限は明瞭に区切られていなかった。たとえば、共通国防省は徴兵制度や軍事施設の設置、郵便や電信などを所管したが、その他の案件は指定されていない。²⁰⁾ さらに共通外務省の権限は、まったく定められていなかった。それに対し、共通財務相（省）は

ボスニア行政の監督に加えて、皇帝の裁可が必要な案件の上奏、ボスニアの案件を協議する代表議員会議への代表者の派遣、帝国両半部政府や他省庁との折衝などをおこなった。²¹⁾ すなわち共通財務相は、ボスニア行政において相対的に大きな裁量権を有していたとみて大過ないだろう。

これに関連していえば、共通財務相が三〇年にわたり「ハンガリーの縄張り」と化していたことは非常に重要と思われる。すなわち、三人の共通大臣（外務、国防、財務）のうち、国防相がもっぱらオーストリア側に確保されたのに対し、外務相と財務相はオーストリアとハンガリーに一つずつ割り当てられた。そのなかで共通財務相は、長きにわたりハンガリー人によって独占されていたのである。²²⁾ とくに同職を二一年間務めたベンヤミン・カーライは、ボスニア行政の礎を築くとともに、君主フランツ・ヨーゼフのもっとも重要な助言者のひとりであったとされる。²³⁾ フェルディナント・ハウプトマンは、このようなハンガリー側による共通財務相の「独占」を両半部の「対等」への配慮、あるいはハンガリーの分離主義的傾向を弱めるためとする私見を述べている。²⁴⁾ ハウプトマンの見解を念頭におきつつ、ここでは、ハンガリーが鉄道敷設や鉄道運賃の設定をはじめとする経済政策において、しばしば自らの利害を貫徹したことをあげるにとどめたい。²⁵⁾

(2) クメット問題解決の試み

ハプスブルク期に始まるクメットの自作農化の枠組みは、共通財務相カーライによってつくられた。これについてカーライは、クメット関係の拙速な解体は地主とクメット双方にとって有害であるとみなし、とりわけムスリム地主の経済的な没落を危惧していた。²⁶⁾ そこで彼は、ムスリム地主の土地を強制収用するなどの措置はおこなわず、オスマン帝国が

初めて非ムスリムに土地所有を認めた法律に依拠し、当事者間の自由な合意に基づくクメットの解放（償却）を図った。²⁷⁾ もっとも、カーライがこのような穏当な政策によって、ムスリム地主層をハプスブルク政権の支持基盤に取り込もうとしたことは否定できない。²⁸⁾

同時にカーライは、償却のための融資制度も創設した。つまり、一八八六年以降、ボスニア官吏年金基金による抵当貸付が始まったが、その際には査定額の半額までという制約が課せられた。²⁹⁾ その後、官吏年金基金から分離した「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ抵当信用機関」（一八八九年）を経て、最終的にはウィーンのユニオンバンクなどの出資を得た特権抵当官営地方銀行（一八九五年。以下、地方銀行）が融資を引き受けた。³⁰⁾ しかし、当時のボスニアには地方銀行以外に金融機関はほとんどなかったうえ、地方銀行の融資も半額にとどまったため、クメットは残りの半額や独立後の経営資金の調達に苦しんだ。そのため、カーライ在職中の償却件数は一万八二四二件にとどまった。³¹⁾ 償却活動の停滞は、ボスニアに隣接するセルビアでは小作制度が廃止されていたため、クメットの大半を占めたセルビア正教徒の不満を蓄積させたと考えられる。³²⁾

カーライの後任ブリアーンは、前任者と異なり、自治体制度の改革や出版に関する規制緩和、主要三宗派の「民族団体」の承認など、総じて自由主義的な政策を展開した。³³⁾ 彼はまた、クメット償却政策の改革にも着手し、それについては次のように回顧する。「私（ブリアーン）は、ムスリムの大地主との先祖伝来の世襲小作関係に縛られているすべてのクメットを、自作農にするための準備、つまりクメットの段階的、かつ条件付きの解放を実施した³⁴⁾」と。この契機となったボスニア地方行政の報告書（一九〇七年）は、半分までの融資を償却停滞の原因とみな

し、「クメットが必要な信用を得て初めて、当事者双方に有利な償却が可能になる」と記している。改善策については、償却資金を供給する金融機関の誘致、ボスニア地方政府による償却に必要な額の三分の一の保証、損失補填用の保証基金の創設などを列挙した。³⁵⁾

すなわちボスニア地方政府は、償却を促進するためには何らかの金融機関の誘致、ならびにその機関に対する経済的な保証が必要と認識していた。そして、この要求にペシュト・ハンガリー商業銀行（以下、ペシュト商業銀行）が応じ、サライエヴォにおける特権農業銀行の設立へと至るのである。

3 「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ特権農業・商業銀行」

最初に、特権農業銀行の設立母体、ペシュト商業銀行について概観しておきたい。この銀行は、ハンガリーにおける銀行制度の揺籃期にあたる一八四六年に設立され、一八八〇年にはウイーン土地銀行、八八年にはウイーン銀行連合と提携した。ここでは、同銀行が一八八〇年以来、ハンガリー金融資本のなかでもっとも積極的にバルカン諸国に進出したこと、頭取のレオ・ラントツィに代表されるように複数の銀行関係者がハンガリー下院議員、上院議員を務め、国家権力と強く結びついていたことに注意したい。³⁶⁾ 同銀行刊行の『ペシュト商業銀行史』は、ボスニアへの進出について、「新たな企業「特権農業銀行」の新たな業務分野は、元々ハンガリー資本によるボスニアの農地所有問題の解決にあった。この銀行を足がかりとして解決を進めるための長い交渉を経たあと、銀行と共通財務省との協定が実現した」と記している。本章では、ペシュト商業銀行側の要望や契約の検証から始めよう。

一九〇八年二月一九日、ペシュト商業銀行は共通財務省に特権農業銀行の設立を申請し、「クメットを地主や金貸しに従属させないため」の償却費用とその後の経営資金の貸付を申し出た。その際、特権農業銀行に与えられる優遇策の独占に加え、クメットからの手数料徴収、行政による銀行業務の支援、償却から生じる損失の補填、設立後一〇年間に於ける配当金の非課税、オーストリアとハンガリーの株式取引所における株券の上場権などを要求した。とくに損害補償については、クメット償却がボスニアの文化的向上に貢献することを理由に、繰り返し強調している。³⁸⁾ その後の交渉を経て、ペシュト商業銀行と共通財務省は合意に達し（一九〇八年五月）、同年一月に設立の準備作業が許可された。³⁹⁾

その際に特権農業銀行は、業務全般について共通財務省と契約を取り交わした。その契約には、特権農業銀行が円滑に償却作業を進める代償として、銀行の発行する有価証券と地方銀行の債券、ボスニア地方債が同等に扱われること、税務署が年賦金を徴収すること、印紙や手数料が免除されること、償却業務に起因する損失が公的資金によって補償されることなどが盛り込まれた。また、公的資金による償却が行なわれる場合、特権農業銀行による償却業務は行政府によって補償なく停止されることも規定された。しかし、すでに許可されている貸付金は撤回されないこと（第八条）、契約期間（一〇年間）の第一四半期に共通財務省、特権農業銀行のいずれかが契約を破棄しない場合には、さらに一年間契約が延長されること（第一〇条）も取り決められた。以上をみるかぎり、商業銀行側の大半の希望が満たされただけでなく、仮に公的資金による償却がおこなわれる場合にも、銀行に有利な留保条項が用意されていたことがわかる。⁴⁰⁾

次に貸付金の申請から給付、その返済までの経過をみておこう。申請

は郡庁か特権農業銀行に直接おこない、郡庁は当事者双方の合意と償却予定地の査定額、償却金請求者の経済状況を確認しなければならなかった。その後郡庁は、償却額と投資貸付金額の提案を土地台帳の抄録、地主とクメットとの償却契約の情報とともに銀行に送付し、銀行はその情報に基づき、地方行政の代理人出席のもとで申請を処理することが見込まれた。償却金の貸与時には、貸付額の一〇パーセントまでの経営資金が与えられること、債務者は手続きに関する費用と土地償却債券に関する損失分、諸経費の補償として貸付額の一・五パーセントを年賦金の返済毎に支払うことも決定された。

優遇措置に目を移すと、銀行の要請にもとづく行政機関による差し押さえ、破産時の銀行担保権の優先、銀行の業務帳簿やその抄録の裁判所の認証不要、償却業務への政府機関の協力、銀行発行の債務証書の利子への免税、印紙と手数料の免除、債務証書の安全性の保証などがある。これらは地方銀行とほぼ同じだったが、相違点については次のように整理できる。①年賦金の利子とは別に「手数料」を徴収する。②政府が貸付を許可しても、銀行は理由を示さずに貸付を拒否できる。③地方銀行に比べ、地方行政政府によって任命される幹部が少ない。④既存の地方銀行に比べて、特権農業銀行の利率が高くなるなどである。

以上からは、特権農業銀行による貸付は、償却に必要な全額に加え、経営資金も貸与するという利点をもっていたことを見てとれる。しかしながら、行政機関による銀行業務の肩代わりや税金の免除、損失補填などの公営企業に匹敵する待遇を保証されていたにもかかわらず、手数料の徴収や利率の高さという欠点も持ち合わせていた。同時代のウィーン大学教授カール・グリウンベルクは、以上の内容とともに、期限前返済に対する追徴金の徴収や強制競売時における購入者による累積負債の負

担などもふまえ、特権農業銀行に以下のような批判的な姿勢を示した。「国家は、農業銀行から信用取引の損失が生じる危険を取り除いた。それにもかかわらず、なぜ国家機関が農業銀行の支店として扱われるのか理解に苦しむ」。すなわち彼は、この銀行が損失の補填だけではなく、行政機関による貸付審査や年賦金徴収などの代行という、いわば「二重の優遇」を受けていることに疑問を呈したといえるだろう。

ところで、特権農業銀行の設立は共通財務省の主導で行なわれており、オーストリア政府や議会の関知しないところで進められた。しかし、一九〇八年末に新聞報道により、ボスニア地方行政政府が特権農業銀行に「クメット償却貸付金に関する完全な保障を与える」ことがオーストリア側の知るところとなったのである。オーストリア政府はこの企てに対し、いかなる反応を示したのであろうか。

4 銀行開設をめぐるオーストリア政府の対応

特権農業銀行に真つ先に異議を唱えたのは、オーストリア財務省であった。同省次官アドルフ・ヨールカシュコッホは、償却貸付金を国家が保証することを理由に、「この案件は、国家財政や国民経済全般の観点において、オーストリア政府との合意なしには最終的に処理できないほど、オーストリアの法律、経済利害にかかわる問題」と主張した。これに対しブリアーンは、国家による後見が償却事業に不可欠であり、特権農業銀行の独占もこの「特殊な事業」を引き受けることで正当化できると応えた。それに加えて、クメット償却をめぐる問題は「ボスニア行政法」や帝国の共通関税領域への編入を定めた法律で言及されており、両半部政府の合意は不要であること、特権農業銀行の誘致は、ボス

ニアにおけるオーストリアとハンガリーの対等な待遇に基づいていることも語っている⁽⁴⁶⁾。

ヨールカシユは、以上のブリアーンの反論に対して、下記のような反対意見を唱えた。つまり、国家が後見する抵当業務はオーストリア資本をはじめ他の銀行の排除につながり、それは両半部の対等を定めた「ボスニア行政法」違反であること、オーストリア系資本の地方銀行との軋轢が生じる危険があること、ボスニア行政への財政支援はオーストリア政府の同意を要することである。ただし、ヨールカシユは特権農業銀行の廃止ではなく、あくまで地方銀行に同等の権利を与えるよう要望したにすぎない。また彼が、再三にわたり特権農業銀行の情報を求めていることは、この時点でも銀行の実態が明らかではなかったことを想起させる⁽⁴⁷⁾。一九〇九年一月二〇日、サライエヴオにおいて特権農業銀行の設立会合が開催され、株主の確認、特権農業銀行の定款と規程の承認、ペシユト商業銀行による幹部の任命などが決定されたが、そのような事実が共通財務省から両半部政府に通知された形跡は見当たらない⁽⁴⁸⁾。

次いで一九〇九年一月末、ブリアーンはオーストリア首相リヒャルト・ビーネルト・シユメアリンク、ハンガリー首相シャンドル・ヴェケルレに特権農業銀行に関する覚書を送付した⁽⁴⁹⁾。ブリアーンはここで銀行の業務内容や優遇措置を説明したうえで、大略次の内容を記している。①特権農業銀行の貸付は債務者への負担を軽くしており、償却後には経営の集約化なども見込めるため、損失を生む可能性は低いこと。②特権農業銀行に排他的に与えられる損害補償権は一〇年間に過ぎられ、公的資金による償却がおこなわれる場合には、貸付を即座に中止すること。③同銀行に与えられる保証は、地方銀行のそれに比べて過大ではないこと。④自由意思に基づく償却という方針は変わらないため、銀行設

立への両半部政府の承諾は不要であることである。とくに第四点からは、ボスニア行政の主導権をあくまで共通財務省が握っており、両半部政府、とくにオーストリア政府が政策を十分に掌握できていなかったことをうかがえよう。また、償却事業への公的資金の投入に関するブリアーンの主張は、契約内容を正確に伝えていないことにも注意したい。すなわち、公的資金による償却が開始される場合でも、既に許可された貸付金を取り消されないことは伏せられていたのである。

これに続いてブリアーンは、ハンガリー政府からの同意のみをもつて、フランツ・ヨーゼフに銀行の設立を上奏した⁽⁵⁰⁾。わずか一週間で同意を与えたハンガリー政府の迅速な対応は、前述したようにペシユト商業銀行とハンガリー政界の密接な関係、あるいは事前にかの了解があったことを推測させる。オーストリア政府を無視した上奏の断行については、銀行開設の既成事実化を狙ったものと考えてよいであろう。

一方のオーストリア政府は、政府内での検討を進めていた。その際にオーストリア財務省は、「ボスニア行政法」に照らし、銀行の設立にオーストリア政府の許可は不要とみなすブリアーンの見解には賛同しないこと、ならびに「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ行政の最重要課題において、民間企業に圧倒的な影響力を与えることが問題である」ことを指摘した。さらに、クメット償却作業に公的資金を投入するか否かについては、近いうちに設置されるボスニア議会の決定に委ねるべきと提言している。以上に加えて、オーストリア財務省は、特権農業銀行の諸特権が競合する金融機関、正確に言えばオーストリア資本を著しく冷遇することも考慮し、否定的な姿勢をとったのである⁽⁵¹⁾。

このような政府内の見解をふまえ、ビーネルトはおもに次の理由から、ブリアーンに対して特権農業銀行の開設に反対する意向を伝えた。

①ボスニアにおいて非常に重要なクメット償却問題には両半部政府の同意が不可欠であり、共通財務省の独断は「ボスニア行政法」に抵触すること。②特権農業銀行が抵当業務を独占する恐れがあること。③貸付に關する当局側の拒否権が明確ではないこと。④ボスニア財政が損失を自力で補填できる余力をもたず、万一損失が発生した場合にはオーストリアも相応の負担を強いられることである。さらにビーネルトは、開設間近のボスニア議会にも言及した。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法の施行を目前に控えたこの時期に、行政的な手法で財政・経済政策に非常に深く関わる措置をおこなうこと、それによりボスニア議会による予算権に対して既成事実を突き付けるのみならず、クメット償却のような地域の死活的利害にかかわる裁量権を議会から奪うことは、政治的観点からみると適当ではない」と。なおこの際にビーネルトは、共通外務相アイリス・レクサ・エーレンタールに、ブリアーンが譲歩しない場合には、首脳会議を開催するよう依頼した。⁵⁴⁾

これに対して、ブリアーンはビーネルトに対しボスニア行政におけるすべての案件が両半部政府の影響下におかれたことはなく、「ボスニア行政法」を根拠とする反対は原則論への固執にすぎないと反駁した。このブリアーンの表明は、ボスニア行政に対する両半部政府の影響力が必ずしも機能していなかったことを推察させる。また彼は、特権農業銀行の設立が既存方針の促進 *Erleichterung* であり、革新 *Neuerung* ではないこと、またこの銀行が公的資金による償却やボスニア議会のイニシアティブを妨げないこと、特権農業銀行の優遇策が相対的にみて多いものではないこと、ボスニア地方政府が貸付業務に影響力を行使できることも付言した。この時点で、ブリアーンとビーネルトの主張は、平行線をたどっていたのである。⁵⁵⁾

そこで一九〇九年四月初旬、共通外務相エーレンタールの仲介のもと、ブリアーン、ヴェケルレ、ビーネルト、オーストリア財務相レオン・ピリンスキが協議をおこなった。ここでブリアーンは、ボスニア議会の協議までの認可延期を拒否した一方、妥協案を提示した。つまり「ボスニア議会の管轄範囲の確定に基づき、それが予算上のものにせよ、農業法のものにせよ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいて公的資金を用いたクメットの耕作地 *Kmetengrundstücken* の償却に関する法律が成立したならば、「ボスニア」地方政府は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ特権農業・商業銀行に補償することなく、クメットへの貸付業務を停止することを命じる権限をもつ」という定款を挿入する。⁵⁶⁾ オーストリア政府への覚書において共通財務相がボスニア議会の第一会期閉会まで特権農業銀行による償却業務の停止を明記する、同行の頭取代理にオーストリア側から人材を起用するとの三点である。ブリアーンは、オーストリア政府の要求に対して大幅な譲歩を強いられたといえるだろう。

これに対してオーストリア政府は、第二の点、すなわちボスニア議会の第一会期にクメット償却問題に関する議決がなされる保証がないかぎり賛成できないと唱えるとともに、その保証が共通財務省だけではなく共通省庁全体の同意に基づいてなされるよう求めた。⁵⁷⁾ ボスニアにおけるハンガリーの利害確保を唱えるヴェケルレの反対にもかかわらず、ブリアーンはこれに応じ、オーストリア政府の要求を全面的に受け入れた（四月二三日⁵⁸⁾）。そのため、オーストリア政府は銀行の容認に転じたのである。⁵⁹⁾ 四月二五日にはフランツ・ヨーゼフが設立を裁可し、共通財務省もそれに続いたため、特権農業銀行はクメット償却以外の業務を開始した（五月一七日⁶⁰⁾）。

以上の経過から読み取れることとして、さしあたり次の二点をあげて

おきたい。一つ目は、共通財務相とオーストリア首相の「ボスニア行政法」に対する理解の懸隔である。すなわち、特権農業銀行の設立が「ボスニア行政法」の定める帝国両半部政府の同意を必要とする事案か否かという点が争われた。ブリアーンは再三否定したものの、クメット償却問題の重要性、「ボスニア行政法」で認められた両半部政府の対等性の原則、帝国両半部による財政支援の規定をふまえれば、オーストリア政府の承認は得るべきだったといえる。前述した、両半部政府がボスニア行政のすべての案件に関与していなかったとするブリアーンの言明は、政府の影響力の部分的な形骸化を示唆しているとも考えられるだろう。

さらに、オーストリア政府がボスニア統治に対する共通省庁の連帯責任を提起したことは、共通外務省と共通国防省がボスニア統治に部分的にしか関与していなかったことも察知させる。

二つ目は、オーストリア政府の反対が、特権農業銀行の設立、あるいはクメットの負担増加への懸念ではなく、あくまでオーストリア資本の排除に基づいていたことである。それは、オーストリア政府がボスニア議会による協議や人事面の妥協を引き出したうえで、銀行の開業を承認したことに見てとれる。確かにオーストリア政府は、特権農業銀行問題へのボスニア議会の関与には前向きであり、彼らの反対が結果的にボスニア農民への過重負担を防いだといえるかもしれない。しかし、オーストリア政府がクメットの境遇を二義的にしか考えていなかったことも看過できないだろう。

5 おわりに

最後に本稿の内容をまとめておきたい。共通財務相ブリアーンによつ

て推進された特権農業銀行は、クメットの自作農化の促進を目的に掲げていた。確かに、この銀行によって見込まれる償却用資本の増加、全額融資への改正は従来の問題点を解消するものであった。その反面、同銀行はクメット償却業務にかかわる損害補償だけでなく、手数料の徴収、行政官庁による業務代行など、競合機関を排除できる優遇を受けていた。さらに行政官庁が銀行に及ぼせる影響力も従来の地方銀行に比べて低下していた。これらの条件にブリアーンが「抜け駆け」的に銀行設立を図ったことが相まって、オーストリア政府の抵抗を引き起こしたと思われる。

上で述べたように、ボスニアではハンガリーの利害が貫徹されることが多かったが、オーストリア政府は、この問題では容易に譲歩しなかった。結果的にみると、特権農業銀行のクメット償却業務を停止させたことはオーストリア側の「勝利」といえる。またこの「勝利」のみならず、オーストリア政府がボスニア行政にかかわることの少なかったエーレンタールを仲介役としたこと、共通省庁にボスニア統治への関与を求めたことも重要であろう。つまり特権農業銀行の問題は、ボスニア統治におけるオーストリア側の勢力挽回の試み、より正確に言えば、両半部政府の対等のみならず、半ば形骸化していたボスニア統治への共通省庁の関与も確認することで、共通財務相に「独占」されていたボスニア統治のあり方を是正する転機となったのである。

このようなオーストリア政府の行動は、併合後のボスニアの帰属問題とも関連していたと考えられる。詳細を論じる余裕がないため、ここではハンガリーがボスニアにおける「歴史的権利」を主張したことにより、オーストリアとハンガリー間にボスニアをめぐる新たな火種が生じていたことのみ申し添えておきたい。クメット償却問題やボスニア行政

をめぐる問題は、「ボスニア憲法」(一九一〇年二月)の起草過程において、共通省庁や兩半部政府のあいだで重要な議題となるだろう。

もつとも、以上の内容は特権農業銀行をめぐる問題の中間的結論にすぎない。というのは、共通財務省とオーストリア政府の角逐は、あくまで「前哨戦」であつたからである。その後、舞台はオーストリア下院議会へと移り、とくに一九〇九年の前半期には激しい議論の応酬がみられた。議会での論戦とその意義については、男子普通選挙権の導入(一九〇七年)をふまえて分析する必要があるだろう。残された課題については、機会を改めて検討したい。

注

- (1) Emil Reich, "Austria-Hungary and the Ausgleich", *The Nineteenth Century*, vol.43, 1898, p.467.
- (2) 二重帝国体制については、下記を参照。大津留厚「ハプスブルク帝国——アウスグライヒ体制の論理・構造・展開」『岩波講座世界歴史五 帝国と支配 古代の遺産』一九九八年、二九七—三三〇頁。なお本稿では、正式名称のない西半部を「オーストリア」と表記する。
- (3) ハプスブルク帝国の共通外務大臣アンドラーシは、ベルリン会議の席上(一八七八年六月二八日)において、農地問題の解決はオスマン帝国ではなく、「強力かつ公正な国家」ハプスブルク帝国によって可能であると唱え、占領の正当性を主張した。Immanuel Geiss (Hg.), *Der Berliner Kongress 1878: Protokolle und Materialien*, Boppard am Rhein, 1978, S.77-78. ヘルツェゴヴィナの農民蜂起については、下記を参照。清水美穂「ミリーチョ・リュビプラティチと一八七五年蜂起」『東欧史研究』第一〇号、一九八七年、九九—一一五頁。
- (4) 占領当初の農業人口構成をみると、地主は六〇〇〇—七〇〇〇世帯、自由農民は約七万七〇〇〇世帯存在しており、ほぼムスリムから構成されていた。クメットは約八万五〇〇〇世帯と見積もられ、セルビア正教徒が約六万世帯、カトリックが約二万五〇〇〇世帯を占めた。Anton Fejfalik, *Ein neuer aktueller Weg zur Lösung der bosnischen Agrarfrage*, Wien, 1916, S.2.
- (5) Haus-, Hof- und Staatsarchiv Wien (以下、HHStA), Politisches Archiv XL, Internia 208 Liasse IX; Die provisorische Verwaltung Bosniens und der Herzegovina seit der Occupation, Wien, 1879, S.25.
- (6) クメット償却問題」ならびに当該期のボスニア農業については、下記の拙稿を参照。村上亮「ハプスブルク帝国統治下ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農地政策——一九一一年『償却法』の分析を中心に——」『歴史家協会年報』第二号、二〇〇六年、四九—六三頁。同「世紀転換期ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける農業政策…ハプスブルク帝国による周辺地域開発の展開」『西洋史学』第二三四号、二〇〇九年、三八—四八頁。
- (7) Carl Walther, "Österreich-Ungarns Verwaltung und Wirtschaftspolitik in Bosnien und der Herzegovina", *Zeitschrift für Politik*, Bd.1, 1910, S.152.
- (8) 南塚信吾「ハプスブルク帝国と帝国主義——『二州併合』から考える」『帝国と帝国主義(二)世紀歴史学の創造 四』有志舎、二〇一二年、七四—七八—一二四—一二八頁。
- (9) Luka Daković, "Privilegovana Agrarna i Komercijalna Banka za Bosnu i Hercegovinu [ボスニア・ヘルツェゴヴィナ特権農業・商業銀行]", *Glasnik Arhiva i Društva arhivskih Radnika Bosne i Hercegovine*, sv.6, 1966, str.143-170.

- (10) Peter F. Sugar, *Industrialization of Bosnia-Herzegovina, 1878-1918*, Seattle, 1963, pp.93-94.
- (11) Kurt Wessely, “Die wirtschaftliche Entwicklung von Bosnien-Herzegowina”, in Adam Wandruszka / Alois Brusatti (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848-1918*, Bd.1, Wien, 2005, S.542. (以下、同論文集を『Habsburgermonarchie』巻号、年号、頁数、略記)
- (12) Louis Eisenmann, *Le Compromis austro-hongrois de 1867 Etude sur le Dualisme*, Paris, 1904, pp.611-613. この研究は、「二重帝国体制に関する古典的著作」と評されている。
- (13) Martha M. Čupić-Amrein, *Die Opposition gegen die österreichisch-ungarische Herrschaft in Bosnien-Herzegowina 1878-1914*, Bern, 1987, S.45; Jozsef Galántai, *Der österreichisch-ungarische Dualismus 1867-1918*, Wien, 1990, S.63-65.
- (14) Edmund Bernatzik (Hg.), *Die österreichischen Verfassungsgesetze mit Erläuterungen*, Wien, 1911, S.440. 当初は「予算作成と決算処理」信用と国債関連の業務、共通省庁の予算と官吏年金、ハンガリー財務省との折衝部門の四つの部局から構成された。Viktor von Hofmann, “Reichsfinanzministerium”, in Ernst Mischler (Hg.), *Österreichisches Staatswörterbuch* (2. Aufl.), Bd.3, Wien, 1907, S.620.
- (15) ボスニア局は当初、行政、財務、司法、山林、鉱山、記録、人員、経理の七つから構成された。Sugar, *Industrialization*, p.27. ボスニア行政について「下記を参照」*Bericht über die Verwaltung von Bosnien und der Herzegovina*, Jg.1906, k. und k. Gemeinsamen Finanzministerium (Hg.), Wien, 1907, S.18-25.
- (16) *Sammlung der für Bosnien und die Herzegovina erlassenen Gesetze*, *Verordnungen und Normalweisungen 1878-1880*, Bd.1, Wien, 1880, S.8-9.
- (17) 同時代の法学者グスタフ・シュタインバッハは「ボスニア憲法の公布まで、君主はボスニア・ヘルツェゴヴィナのみにかかわる全つの案件において絶対的な支配権を有していた」と語っている。Gustav Steinbach, “Die bosnische Verfassung”, *Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart*, Bd.4, 1911, S.484.
- (18) Ferdinand Schmid, *Bosnien und die Herzegovina unter der Verwaltung Österreich-Ungarns*, Leipzig, 1914, S.20-25; Galántai, *Dualismus*, S.64.
- (19) *Bericht* 1906, S.23-24. 代表議員会議に關しては、以下を参照。Eva Somogyi, “Die Delegation als Verbindungsinstitution zwischen Cis- und Transleithanien”, in *Habsburgermonarchie*, Bd.7-1, 2000, S.1107-1176.
- (20) Schmid, *Bosnien*, S.51.
- (21) Valeria Heuberger, “Politische Institutionen und Verwaltung in Bosnien und der Herzegovina 1878-1918”, in *Habsburgermonarchie*, Bd.7-2, 2000, S.2389-2390.
- (22) つまり、ヨーゼフ・スラヴィイ（在職：一八八〇—一八二二年）、カーライ、ブリアーン（同：一九〇三—一九二二年）である。歴代の共通財務相には、オーストリアかハンガリーの元財務相、あるいは共通外務相の高官が就任した。Eva Somogyi, *Der gemeinsame Ministerrat der österreichisch-ungarischen Monarchie 1867-1906*, Wien, 1996, S.136-137.
- (23) Alexander Novotny, “Der Monarch und seine Ratgeber”, in *Habsburgermonarchie*, Bd.2, 2003, S.90-91.
- (24) Ferdinand Hauptmann, “Djelokrug Austrougarskog Zajedničkog Ministarstva Financija [共通財務省の管轄範囲]”, *Glasnik Arhiva i Društva arhivskih Radnika Bosne i Herzegovine*, sv.3, 1963, str.13-22.

- (25) Ferdinand Hauptmann, *Die österreichisch-ungarische Herrschaft in Bosnien und der Herzegowina 1878-1918: Wirtschaftspolitik und Wirtschaftsentwicklung*, Graz, 1983, S.73-81.
- (26) Benjamin Kallay, *Die Lage der Mohammedaner in Bosnien. Von einem Ungarn*, Wien, 1900, S.78. カライの民族政策のなかで、ムスリムが重要な役割を占めたことは、度々指摘されている。cf. Imre Röss, “Versuch einer Nationenbildung um die Jahrhundertwende: Benjamin Kallays Konzeption der bosnischen Nation”, in *Ende Kiss/ Justin Stagl* (Hg.), *Nation und Nationenbildung in Österreich-Ungarn, 1848-1938. Prinzipien und Methoden*, Münster, 2006, S.59-72.
- (27) イスラム暦一二九三年（西暦一八七六年）ムハッラム月七日法は、ムスリムと非ムスリムとの土地所有の差別を廃し、クメットがその農場の先買い権を持つ旨を定めた。 *Sammlung* 1878-1880, Bd.2, S.383.
- (28) Tomislav Kraljačić, *Kalajev Režim u Bosni i Hercegovini 1882-1903* [「一八八二—一九〇三年間におけるボスニア・ヘルツェゴヴィナのカーライ政権」], Sarajevo, 1987, str.494-508; Gerhard Newekowsky, *Die bosnisch-herzegowinischen Muslime. Geschichte, Bräuche, Alltagskultur*, Klagenfurt, 1996, S.65-66.
- (29) *Sammlung* 1887, S.182-192.
- (30) カライは、フランツ・ヨーゼフへの上奏において地方銀行の目的を、農民層における全般的な信用不足を解決するためと説明した。 HHSiA, *Kabinettkanzlei* (Vortrag), Nr. 3506-1895. なお、地方銀行の定款六四条において、抵当貸付金については上述の官更年金基金の規定を継受することが定められている。 *Sammlung* 1895, S.256.
- (31) *Bericht* 1906, S.57. かくに半額までの融資は、独立後の経営力を弱め、農場の強制売却に至ることもあった。 Feifalik, *Agrarfrage*, S.12.
- (32) 当時のヘオグランド大学教授ボジダル・マルコヴィシュは、ボスニア併合を批判する文書のなかで、セルビアやブルガリアではすでに解消された地主＝小作問題が、ボスニアでは放置されていることを非難した。 Božidar Markoviš, *Die serbische Auffassung der bosnischen Frage*, Berlin, 1908, S.7.
- (33) Robin Okey, *Taming Balkan Nationalism: The Habsburg ‘Civilizing Mission’ in Bosnia 1878-1914*, Oxford, 2007, pp.144-175.
- (34) Stephan Graf Burian, *Drei Jahre aus der Zeit meiner Amtsführung im Kriege*, Berlin, 1923, S.220.
- (35) Arhiv Bosne i Hercegovine Sarajevo (ABiH), Zajedničko Ministarstvo Finansija (ZMF), opci. 12898-1907.
- (36) 南塚信吾『東欧経済史の研究——世界資本主義とハンガリー——』三ネルヴァ書房、一九七九年、一三〇—一三二、二七九—二八五頁。
- (37) Lorant Hegeđus, *Geschichte der Entstehung und des Bestandes der Pester ungarischen Commercial Bank* (Bd.2:1892-1917), Budapest, 1917, S.265.
- (38) ABiH, ZMF, opci. 2389-1908.
- (39) ABiH, ZMF, Präz. 1123-1908, 2033-1908.
- (40) 契約、定款、規程については以下を参照。 ABiH, ZMF, Präz. 1123-1908, 2033-1908.
- (41) 地方銀行の場合、頭取は皇帝＝国王フランツ・ヨーゼフに、理事（七—二一名）の半数は行政府により任命されたのに対し（定款一九、二五条）、特権農業銀行の場合（七—一三名）、行政府の任命する幹部は二名であり、頭取は理事によって選出された。 *Sammlung* 1895, S.247.

- (42) 三〇年返済の地方銀行の利率は、年賦金の償却を含め七・〇パーセントだったが、特権農業銀行では九パーセント以上と見込まれた。Feilalk, *Agrarfrage*, S.11-12; Carl Grünberg, *Die Agrarverfassung und das Grundlastungsproblem in Bosnien und der Herzegowina*, Leipzig, 1911, S.71.
- (43) Grünberg, *Agrarverfassung*, S.68-75 (引用は70) .
- (44) *Neue Freie Presse*, 20, 12, 1908, Morgenausgabe, S.20; *Pester Lloyd*, 20, 12, 1908, Morgenausgabe, S.10.
- (45) 一九〇八年二月三日。ABiH, ZMF, Präs. 2234-1908.
- (46) HHSiA, Nachlass Baernreither, Karton 43, Materialien, betreffend die Verhandlungen wegen Gründung der Privilegierten Agrar- und Kommerzbank für Bosnien und die Herzegowina, S.15.
- (47) 一九〇九年一月七日。ABiH, ZMF, Präs. 173-1909.
- (48) ABiH, ZMF, Präs. 219-1909.
- (49) ABiH, ZMF, Präs. 1270-1908. 両首相に送られた覚書は同じ内容であった。
- (50) 同年二月八日。ABiH, ZMF, Präs. 359-1909.
- (51) 同年二月二十五日。ABiH, ZMF, Präs. 276-1909.
- (52) Staatsarchiv Wien, Finanz- und Hofkammerarchiv, k.k.Finanzministerium, Präs. 449-1909, Präs.456-1909. この時期に、後に制定される「一九一一年償却法」の原案がオーストリア財務省によって作成された。ただし、これはブリアーンとの折衝には提出されていない。
- (53) 同年三月八日。SiA, Allgemeines Verwaltungsarchiv (AVA), Ministerpräsidentium (MP) 795-1909. 一九〇六年度の最終決算をみると、歳出の約六三四九万クローネに対し、歳入は約六四八八万クローネであった(剰余一三九万クローネ)。Bericht 1908, S.217.
- (54) SiA, AVA, MP 793/795-1909. 依頼に至った経緯は不明だが、エーレンタールは一九〇八年二月時点で特権農業銀行に関する情報をブリアーンに要求していた。銀行に対するエーレンタールの関心が、何らかの形で作用したと考えられる。ABiH, ZMF, Präs. 2234-1908.
- (55) 同年三月一日。ABiH, ZMF, Präs. 634-1909.
- (56) この文言は、最終的に特権農業銀行の定款六二条とされた。Sammlung 1909, S.516-517.
- (57) 同年四月八日。HHSiA, P.A.I, Karton 637, Kabinett des Ministers (KdM), VIII-c 12/2 (Agrarbankfrage in Bosnien).
- (58) ABiH, ZMF, Präs. 1067-1909; SiA, AVA, MP. 2025-1909. ヴェケルは、オーストリア系資本による地方銀行の存在、特権農業銀行の損失補填の正当性をおもな理由として、クメット償却業務を含めた特権農業銀行の早期設立をブリアーンに要求した(四月二〇日)。しかし、彼の主張は交渉の大勢を変えるにはいたらなかった。HHSiA, P.A.I, Karton 637, KdM, VIII-c 12/2.
- (59) SiA, AVA, MP 2292-1909.
- (60) ABiH, ZMF, Präs. 1103-1909.
- (61) ABiH, ZMF, Präs. 1175-1909; Hegedüs, *Geschichte*, Bd.2, S.269.
- (62) 中世ハンガリー王国がボスニアを属領としていたことに基づき、ハンガリー側へのボスニアの編入を求める動きがみられた。この問題は、ハプスブルク帝国国内における併合への動き、ならびに併合後のボスニアの法的地位とも深く関わるため、別稿にて論じたい。(むらかみ りょう・関西学院大学大学院研究員)

